

特定非営利活動法人西部ろうあ仲間サロン会

理事の職務権限に関する規程

(理事の職務及び権限)

- 第1条 理事は、理事会を構成し、定款を定め及び理事会の決議に基づき、この法人の業務を執行する。
2. 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
 3. 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
 4. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

付 則

1. この規程は令和4年1月10日から施行する。